

## 14 外国人患者への医療

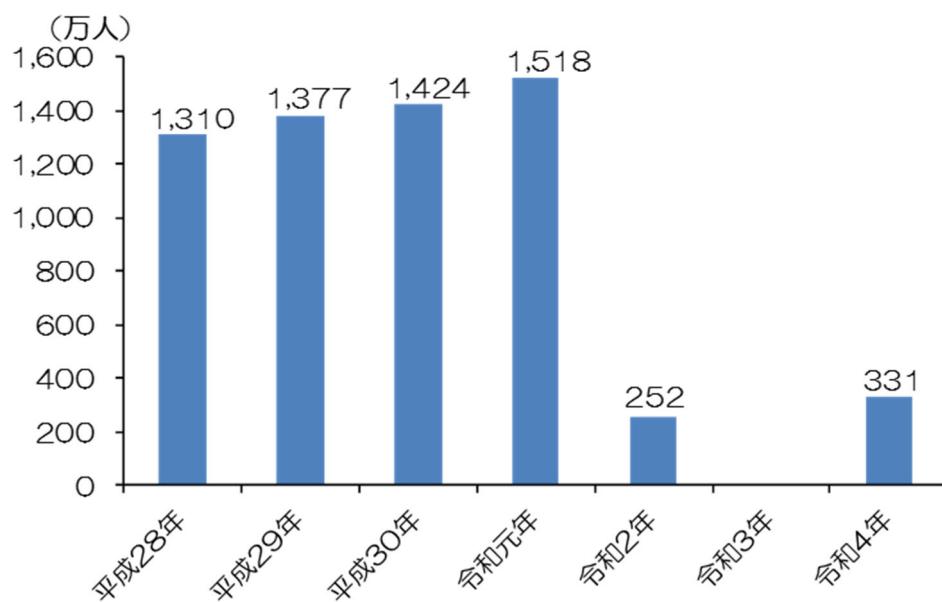
- 外国人患者の医療機関への受入れや地域の特性に合った受入体制の構築が進むよう、医療機関の整備や医療従事者等の対応能力の向上を進めます。
- 外国人患者が適切な医療を受けられるよう、必要な医療情報へのスマートなアクセスに考慮しながら、日本の医療制度等についての情報発信に取り組みます。
- 外国人患者が、症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築に向け取組を進めます。

### 現 状

#### 1 訪都外国人・在留外国人の現状

- 東京都を訪れる外国人旅行者数は、令和元年には約 1,518 万人と過去最高となりましたが、令和2年は、新型コロナの感染拡大に伴う水際対策等の影響を受け、約 252 万人となりました。
- 令和 5 年 5 月に新型コロナが五類に移行したことに伴い、水際対策が解除され、訪都外国人旅行者数は回復基調にあります。

訪都外国人旅行者数の推移



注 令和3年は 1 月～9 月、調査中止のため年間値が推計されていない。

資料：東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」

- 新型コロナの感染拡大前の令和元年における国・地域別の延べ宿泊者数は、中国、アメリカ、台湾、韓国や香港からの宿泊者が多くなっています。
- 今後、一時は減少していた外国人旅行者が再び増加することにより、医療機関を受診する外国人患者も、再び増加することが予想されます。
- また、都の外国人人口は、新型コロナの感染拡大により一時的に落ち込んだものの、その後再び増加しており、総人口約1,403万人のうち、約58万人が外国人となっています。

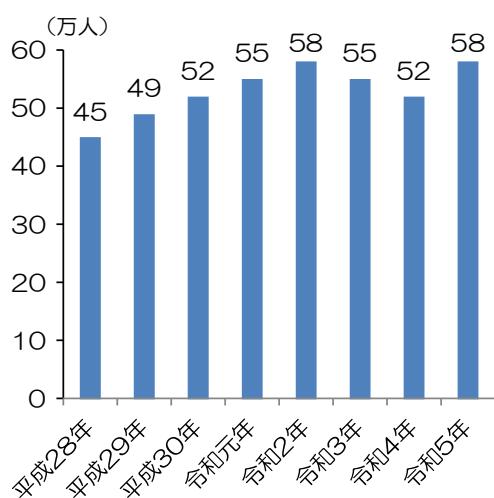
### 令和元年 東京都内の外国人延べ宿泊者数 上位10か国・地域

	(万人)	(%)
1位 中国	704	(25.2)
2位 アメリカ	343	(12.3)
3位 台湾	214	(7.7)
4位 韓国	172	(6.1)
5位 香港	131	(4.7)
6位 オーストラリア	123	(4.4)
7位 イギリス	96	(3.4)
8位 タイ	89	(3.2)
9位 シンガポール	89	(3.2)
10位 フランス	65	(2.3)

注 従業員数10人以上の施設の外国人宿泊者数  
資料：日本政府観光局「宿泊旅行統計調査」

- 国籍・地域別の構成では、中国が4割弱を占め、続いて韓国、ベトナム、フィリピン、ネパールの順となっており、近年はベトナムなどが増加し、国籍構成に変化がみられます。

東京都の外国人人口の推移



資料：東京都総務局  
「東京都の統計 外国人人口」

### 東京都の外国人人口（国籍・地域別） 令和5年1月1日現在

	(万人)	(%)
1位 中国*	23	(39.6)
2位 韓国	8.6	(14.7)
3位 ベトナム	3.7	(6.4)
4位 フィリピン	3.4	(5.8)
5位 ネパール	2.8	(4.9)
6位 アメリカ	2.0	(3.4)
7位 台湾	2.0	(3.4)
8位 インド	1.6	(2.8)
9位 ミャンマー	1.4	(2.4)
10位 タイ	0.8	(1.4)

注 中国には、香港を含む。

資料：東京都総務局  
「東京の統計 外国人人口」

- 区市町村別の外国人人口をみると、新宿区が最も多く、次いで、江戸川区、足立区の順となっており、国籍をみると、江東区は中国、新宿区は韓国やネパール、足立区や江戸川区はフィリピンやベトナムが多いなど、区市町村によって外国人の状況は異なります。
- 在留外国人の日本語能力については、日常生活に困らない程度又はそれ以上に日本語での会話が可能な者が多数となっています（出入国在留管理庁「令和4年度在留外国人に対する基礎調査」）。

## 2 都内医療機関等の状況

- 医療機関における診療案内や診察の多言語対応、患者の宗教・習慣の違いを考慮した対応、院内スタッフへの教育・研修体制など、外国人患者の受入体制を第三者認証機関が評価する「外国人患者受け入れ医療機関認証制度・J M I P<sup>1</sup>」の認証を取得した病院は、都内に17病院あります（令和5年12月現在）。
- また、厚生労働省及び観光庁の通知を受け、都は「外国人患者を受け入れ拠点的な医療機関<sup>2</sup>（以下「拠点的な医療機関」という。）」の選出要件を定めて、40病院、135診療所、85歯科診療所を選出しています（令和5年12月現在）。
- 外国人患者の受け入れ状況については、病院では約半数で受け入れ実績がある一方、受け入れ実績がある診療所は約3割となっています（厚生労働省「令和4年度医療機関における外国人患者の受け入れ実態調査」）。

<sup>1</sup> 外国人患者を受け入れ医療機関認証制度・J M I P：訪日及び在留外国人が安心・安全に日本の医療サービスを享受できることを目的とし、日本国内の医療機関に対して、外国人患者の受け入れに資する体制を「一般財団法人 日本医療教育財団」が第三者的な視点から中立・公平に評価する認証制度

<sup>2</sup> 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関：（1）または（2）に該当する医療機関を都が選出

（1）外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（①から③の要件を全て満たす医療機関）：①都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関であること、②医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること、③医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

（2）外国人患者を受け入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所も含む）（①・②の要件をともに満たす医療機関）：①医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において「受入可能」と回答していること ②医療機能情報報告の外国語対応に関する報告において外国語で対応可能な電話番号を報告していること。

## これまでの取組

### 1 医療機関への支援

- 外国人患者を受け入れる医療機関を確保するため、拠点的な医療機関を選出し、ホームページ等で一覧を公表しています。
- 医療機関における外国人患者受入れ体制の整備を進めるため、翻訳用タブレットの導入、ホームページ、説明・同意書などの院内資料の多言語化等を行う医療機関への支援を行っています。
- 医療機関の外国人患者対応を支援する研修を実施し、外国人患者の受入れに慣れていない医療機関向けの受入フローチャートを作成・公表するとともに、医療機関における「やさしい日本語<sup>3</sup>」の普及・啓発に取り組んでいます。
- また、こうした医療機関に対する支援など、外国人患者対応に資する様々な情報に医療機関がアクセスしやすいよう、「医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト」を開設し、一元的な情報提供を実施しています。
- 救急で来院した外国人患者が、日本語が不自由なために診療等に支障がある場合に、医療機関に対し電話による通訳を実施しており、都内の外国人の状況を踏まえ、対応言語を順次拡大しています。

#### 【救急通訳サービスの対応言語・対応時間】(令和5年4月現在)

英語・中国語	24時間 365日
韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語・ベトナム語・ネパール語・タガログ語	平日 17:00～20:00 土日祝日 9:00～20:00

### 2 医療情報等の提供

- 東京都保健医療情報センターにおいて、外国人患者からの、日本の医療制度や、外国語で診療できる医療機関に関する問合せ等について、相談員が電話対応する「外国語対応事業（医療情報サービス）」を実施しています。

#### 【外国語対応事業の対応言語・対応時間】(令和5年4月現在)

英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語	毎日 9:00～20:00
----------------------	---------------

<sup>3</sup> 「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、外国人等の相手に配慮した簡潔で分かりやすい日本語のこと。

- インターネットにより都内医療機関や薬局の情報提供を行う、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”及び東京都薬局機能情報提供システム“t－薬局いんふお”<sup>4</sup>は、英語・中国語（簡体字）・韓国語に対応しているほか、各言語で対応可能な医療機関や薬局を検索できます。

### 3 地域における外国人患者の受入環境整備

- 都は、医療関係者、医師会や観光・宿泊施設の業界団体等で構成する「外国人患者への医療等に関する協議会」を設置し効果的な取組を検討するとともに、地域の行政や関係者が連携した地域の実情に応じた取組を支援しています。
- 宿泊施設のスタッフ等が外国人旅行者等から相談を受けた際に適切に対応できるよう「宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル」を作成しています。

#### 課題と取組の方向性

##### ＜課題1＞外国人患者の受入体制が整った医療機関の確保

- 外国人患者の増加に対応するため、外国人患者への対応に取り組む医療機関を、さらに確保していく必要があります。
- 外国人患者への対応に当たっては、言葉、宗教、文化、医療制度の違いへの理解や、違いに配慮した体制の整備が求められます。
- 外国人患者の受け入れを行う医療機関においては、多言語対応（医療通訳の確保、院内表示・資料の多言語化等）や、やさしい日本語による対応、未収金防止対策等、外国人患者への対応力の向上を図っていく必要があります。
- 医療機関に対し、外国人患者対応に資する情報を効率的かつ効果的に提供する必要があります。

<sup>4</sup> 医療機能情報提供制度に基づく東京都医療機関案内サービス“ひまわり”及び薬局機能情報提供制度に基づく東京都薬局機能情報システム“t－薬局いんふお”は、令和6年度から、国が構築する医療情報ネット（全国統一的な情報提供システム）に移行予定です。医療情報ネットにおいても、多言語対応や各言語に対応可能な医療機関等の検索機能が提供される見込みです。

### (取組1) 外国人患者受入れ医療機関の整備

- A.I翻訳機器等の導入など、医療機関における外国人患者の受入体制の整備を引き続き支援し、外国人患者受入れ可能な医療機関をさらに確保していきます。
- 都立病院は、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として外国人患者を受け入れるとともに、多言語対応したA.I問診の導入など、多言語による診療体制を整備していきます。
- 医療機関における多言語対応を支援するため、外国人患者が救急で来院した際に活用できる電話による救急通訳サービスを引き続き実施します。
- 未収金防止対策等、在留外国人の国籍構成を踏まえた宗教・文化・慣習の違いに配慮した対応方法等の医療機関向けの研修を実施し、対応力の向上を図ります。
- 「医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト」等の認知度を向上させるとともに、提供する情報の充実を図ります。

### <課題2>外国人向け医療情報等の充実

- 訪都・在留外国人患者それぞれのニーズに合わせた医療機関の受診方法や日本の医療制度等に係る情報を提供し、円滑な受診につなげることが必要です。
- 情報提供に当たっては、訪都・在留外国人が必要とする医療情報に円滑にアクセスできる必要があります。

### (取組2) 医療情報等の効果的な提供

- 東京都保健医療情報センターの外国語対応事業（医療情報サービス）や医療情報ネット（全国統一的な情報提供システム）等において、外国人対応を行う医療機関等の案内や、日本の医療制度等について情報提供を行っていきます。
- 外国人患者が、医療情報サービスや医療情報ネットなど、受診に有用な情報に円滑にアクセスでき、症状に応じた医療機関を探せるよう、周知や広報を工夫します。
- 外国人患者への対応を行う機会の多い宿泊施設、観光案内所や、区市町村、救急相談センター（#7119）等の関係機関と連携して、効果的に医療情報等を提供していきます。

### <課題3>外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みづくり

- 外国人患者を受け入れる医療機関においては、症状に応じた医療機関間の役割分担や連携を図っていくことが必要です。
- 地域によって外国人旅行者や在留外国人の状況、外国人患者の受入体制の整備状況が異なるため、行政や医療機関、医師会等関係団体、宿泊施設等が連携し、地域の実情に応じて、外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるようにする必要があります。
- 宿泊施設において受診が必要となった訪都外国人に対し、宿泊施設スタッフが適切に対応できるよう、「宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル」を周知し、宿泊施設での活用を図っていくことが必要です。

#### (取組3) 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

- 外国人患者への医療等に関する協議会において、医療機関、関係団体や観光・宿泊施設等の関係者の連携を強化し、効果的な取組を促進します。
- 区市町村における、地域の医療機関が連携した、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくり（医療機関間の役割分担や連携）や、関係機関と連携した効果的な情報提供の仕組みづくりなど、地域の実情に応じた取組を推進します。
- 症状に応じた外国人患者の受診が推進されるよう、受診を必要とする訪都外国人に接する機会が多い宿泊施設等に対し、「宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル」など、外国人患者対応に役立つ情報を効果的に提供していきます。
- 国や関係部署等と連携して、外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進の働きかけや、海外への日本の医療制度などの情報発信を行っていきます。

### 評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組1	外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関数	40 病院 135 診療所 85 歯科診療所 (令和5年12月現在)	増やす